

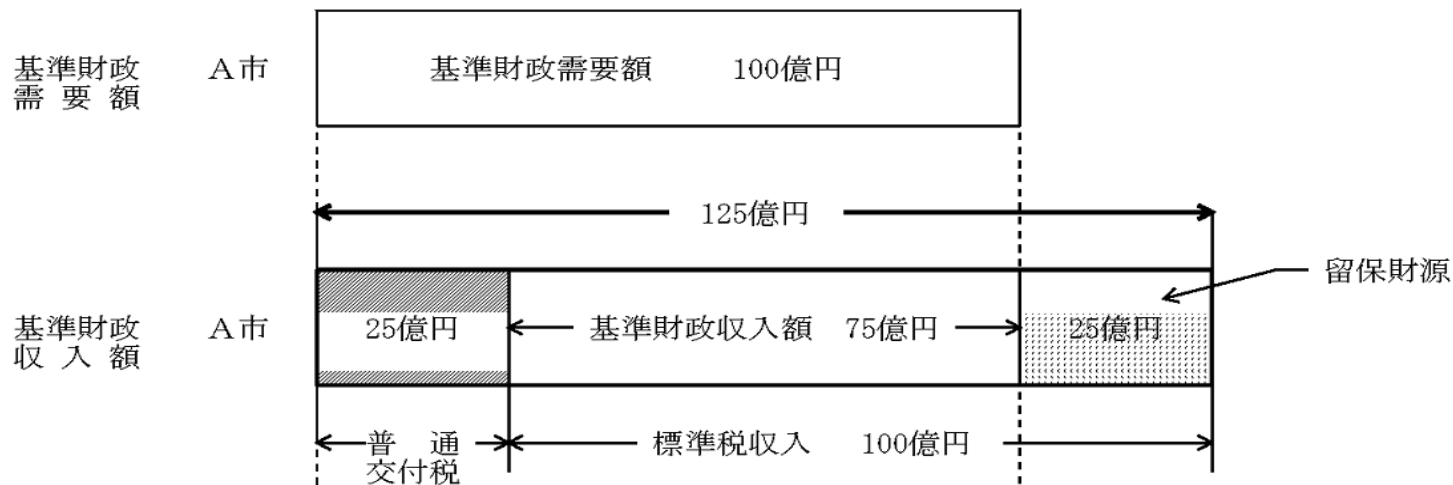
地方交付税制度について

- 地方交付税制度の目的は、所得税、法人税など国税5税の一定割合を財源として、地方公共団体間の財政力格差を解消し財源の均衡化を図ることと、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障することです。
- 交付税制度は、地方の固有財源である国税5税を地方に配分するために国が定めた合理的な計算方式。

<地方交付税の主な機能>

- ① 財源調整機能
- ② 財源保障機能

普通交付税の算定方法



- 普通交付税の算定は、標準都市(人口10万人規模)を基本とし、国が定める単位費用(合理的かつ妥当な水準において地方行政を行う場合に必要な経費)、測定単位(人口、面積等)に補正係数(自然的・社会的条件の違いによる行政経費の差を補正するための係数)を乗じて、「基準財政需要額」を算定し、また、標準的な税収入等の一定割合により「基準財政収入額」を算定します。

基準財政需要額 = 単位費用 × 測定単位 × 補正係数

基準財政収入額 = 標準的な地方税収入 × 75% + 地方譲与税等

基準財政需要額と基準財政収入額の比較により、交付・不交付が判定され、需要額が収入額を上回れば財源不足とされ交付団体となるものです。

交付税額及び財政力指数

(金額単位:千円)

	22年度	23年度	24年度
普通交付税額	0	286,407	249,826
財政力指数	1.020	0.995	0.994

- 普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) - (基準財政需要額 × 調整率)
- 財政力指数 = 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額

上の表のとおり、平成23年度、平成24年度は、財政力指数が、「1」を下回ったため、普通交付税交付団体となっています。

基準財政需要額は、国が設定した標準的な地方行政の実施経費について、人口、面積等から画一的に算定するもので、本市が独自に実施している施策の経費が需要額に反映されるものではありません。

基準財政収入額についても、本市の納税義務者数、課税標準額等をもとに国が算出した標準的な税収入見込額に基づくもので、本市の実際の市税収入額を正確に捕捉したものではありません。

普通交付税が交付されることとなった 主な要因

- 基準財政需要額が基準財政収入額を上回ったこと

- 増減の内容

(1) 基準財政需要額 前年度比1.8%増

生活保護費	前年度比	7.5%増
社会福祉費	前年度比	6.6%増
高齢者保健福祉費	前年度比	4.7%増
臨時財政対策債振替相当額	前年度比	34.9%減

(2) 基準財政収入額 前年度比1.7%増

市民税所得割	前年度比	2.1%増
市民税法人税割	前年度比	31.5%増
市町村たばこ税	前年度比	12.6%増

臨時財政対策債について

平成24年度

財源不足額 ↑ ↓ 23億円 臨時財政対策債発行可能額を収入に見込んだ場合の財源不足額 4億円	588億円 (含 臨時財政対策債)	臨時財政対策債発行可能額 19億円
	569億円	交付基準額 4億円
	支出 (基準財政需要額)	565億円 収入 (基準財政収入額)
	基準財政需要額	基準財政収入額

※普通交付税交付額は、
交付基準額から基準財政需要額に調整率をかけたものを引いた額

- 基準財政需要額の一部を振り替えることとされた特例地方債で、普通交付税額と臨時財政対策債振替相当額との合算額が実質的な交付税額ともいえる。臨時財政対策債振替相当額は、普通交付税の算定の際に、基準財政需要額から控除されるため、臨時財政対策債振替相当額の減は、基準財政需要額の増要素となる。
- 臨時財政対策債振替相当額の算定において、財源調整機能を強化する観点から、全ての団体に対して人口を基礎として算出する従来からの方法を縮小し、各団体の財源不足額及び財政力を考慮して算定する新方式を導入。平成25年度までに新方式へ完全移行予定。

本市の財政状況

- 本市の財政指標の状況
交付団体となったのは、主に国の算定方法の見直しにより基準財政需要額が大きく増加したことが原因であり、本市の財政状況の健全性が損なわれたことを意味するものではありません。
次の財政健全化法に定める判断比率の推移を見ても、財政の健全性は堅持されているものと言えます。

財政健全化法に定める健全化判断比率

比 率	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実 質 赤 字 比 率	-	-	-
連 結 実 質 赤 字 比 率	-	-	-
実 質 公 債 費 比 率	6.9%(104位/786市)	6.3%(104位/784市)	4.6%(7位/16市)
将 来 負 担 比 率	38.1%(130位/786市)	35.6%(161位/784市)	33.1%(4位/16市)

※「—」は黒字、()内は、全国順位 平成23年度については県内順位(政令市3市除く)

- ※ 実質赤字比率・連結実質赤字比率とは...

標準財政規模に対する一般会計等及びすべての会計の年間の赤字の割合で、
財政健全化法での「早期健全化基準(財政健全化計画の策定義務)」での基準値は
実質赤字比率 11.25%、連結実質赤字比率 16.25%

- ※ 実質公債費比率とは...

標準財政規模に対する借入金の返済(市債の元利償還金等)の割合で、
財政健全化法での「早期健全化基準」での基準値は25%

- ※ 将来負担比率とは...

標準財政規模に対する借入金の残高(市債残高)や数年間にわたる契約により約束された支払い(債務負担行為に基づく支出予定額等)など、将来負担すべき実質的な負債の割合で、
財政健全化法での「早期健全化基準」での基準値は350%